

岡山県森林認証・認証材普及促進協議会 森林管理計画書

1 概要

1-1 名称及び連絡先

住 所 〒700-8570

岡山県岡山市北区内山下2-4-6（岡山県農林水産部林政課内）

名 称 岡山県森林認証・認証材普及促進協議会

代 表 者 岡山県農林水産部林政課長

連 絡 先 岡山県農林水産部林政課

電 話 086-226-7452

F A X 086-221-6498

Eメール rinseai@pref.okayama.lg.jp

1-2 対象森林（岡山県）の概要

山陽道の中央に位置し、東は兵庫県、西は広島県に隣接。南は瀬戸内海を臨んで四国に、北は山陰地方と接しており、中四国地方の交通の要衝として古くから重要な位置にあります。

【総面積】7,114.77 km² 国土面積の1.9% 全国第17位

【地形】県北部は、中国山地と盆地、中部は吉備高原などの丘陵地、南部は平野に大きく分けられます。

県北部は山と温泉に、南部は穏やかな海と多島美に恵まれ、美しく彩られた瀬戸内が広がります。

【総人口】1,876,265人（全国第20位、全国人口：125,502,290人）

【世帯数】801,409世帯（全国第18位、全国世帯：55,830,154世帯）

【人口密度】265.4人/km²（全国第24位、全国平均：338.2人/km²）

【高齢化率】30.6%（全国第28位、全国平均：28.9%）

【人口分布】岡山市と倉敷市に約118万人が居住し、県の人口の約63%が集中している反面、中北部のほとんどの市町村は過疎化・高齢化が進み、県内27市町村中20市町村が過疎地域に指定（一部指定を含む）されています。

【水】中国山地に源を発する3つの河川（吉井川、旭川、高梁川）は、良質で豊かな水を常にたたえ、生活用水、工業用水、農業用水として利用されています。

1-3 認証形態

(1) 森林認証グループシステム

岡山県森林認証・認証材普及促進協議会規約のとおり

(2) グループ構成員

構成員名簿のとおり

(3) 計画期間

令和3年度 ～ 令和7年度

2 森林管理方針

2-1 基本理念

「21おかやま森林・林業ビジョン（令和2年3月改訂）」に基づき、本県の特徴を生かした、豊富な森林資源の循環利用による林業の成長産業化に向けて、「伐って・使って・植えて・育てる」という林業のサイクルを循環させるための施策を重点化して推進し、森林との関わりを深めながら、森林から多くの恵みを受るとともに、県民の貴重な財産である岡山の森林をより良い姿で次の世代に引き継いでいきます。

2-2 基本方針

「21おかやま森林・林業ビジョン（令和2年3月改訂）」に基づき、本県における森林・林業の将来の姿は、森林や林業への人の営みや努力を通じて実現される「未来における多様で豊かな森林の姿」と、私たち一人ひとりが森林の働きを理解し、快適な環境や木材などの恩恵を受取る「人と森林との理想的なかかわり」として描くことができます。

(1) 未来における多様で豊かな森林の姿

森林や林業の果たしている役割や重要性への県民の理解や林業生産活動に支えられ、多様で豊かな森林を守り育てます。

人工林の姿

◇自然条件などが良く、経済活動が見込める「経営に適した人工林」は、集積や集約化、路網の整備、高性能林業機械の導入による労働生産性の向上等により、適正な管理を進めて林業的利用を積極的に展開します。

◇自然条件に照らして生産性の向上を図ることが困難な「経営に適さない人工林」は、管理コストの低い針広混交林等に誘導します。

天然林の姿

◇落葉広葉樹林や照葉樹林など、四季折々の美しい自然を楽しむことができる多様な天然林を将来に残します。

◇里山や都市近郊林、貴重な天然林などは、森林レクリエーションや森林環境教育活動等により森林とふれあう場として活用します。

(2) 人と森林との理想的なかかわり

私たちの暮らしに大切な木材資源の確保、社会で心の豊かさやゆとりを実現するための森林とのふれあい、森林という自然環境を保全することによる公益的機能の確保の3つの視点に分けて、人と森林の理想的なかかわりを考えます。

林業生産活動を通じた木材資源の確保

◇森林経営管理制度の推進により、意欲と能力のある林業経営者に森林経営を集積・集約化し、花粉の飛散低減など環境に配慮した林業生産活動を持続的に展開します。

◇県産製材品の品質向上と販路拡大を進め、また、循環資源である木材・木質バイオマスの利用を推進します。

森林とのふれあいを通じた心の豊かさとゆとりの確保

◇里山林、都市近郊林の整備を行い、身近な森を利用した森林環境教育活動等を推進し、心の豊かさとゆとりある生活を実現します。

自然環境の保全を通じた公益的機能の確保

◇経営管理が行われていない人工林を管理コストの低い針広混交行林等へ誘導し、森林の公益的機能を確保します。

◇山地災害や森林病虫獣害に対し、適切な保全対策を講じて森林の健全性を確保します。また、原始的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等を保全し、生物の多様性を確保します。

2-3 森林管理計画

森林管理方針に基づき、森林の管理方法、管理手順等を定めた森林管理計画書を作成します。森林管理計画は、森林の状態、環境、社会、経済状況の変化、森林作業共通仕様書・モニタリング実施要領での結果等を検証し、5年に1回程度の見直しを行います。

2-4 活動項目

(1) 環境

「2-1 おかやま森林・林業ビジョン（令和2年3月改訂）」第4章「基本方針4 快適な森林環境の創出」のとおり

(2) 社会

「2-1 おかやま森林・林業ビジョン（令和2年3月改訂）」第4章「基本方針3 県民参加による森づくりの推進」のとおり

(3) 経済

「2-1 おかやま森林・林業ビジョン（令和2年3月改訂）」第4章「基本方針1 持続的な森林経営の推進」、「基本方針2 循環資源である木材・木質バイオマスの利用推進」のとおり

3 認証森林の概況とその取扱い

3-1 認証森林の概要

別紙のとおり

3-2 人工林の現況とその取扱い

認証対象森林 87,623.49ha のうち人工林は 61,761.63ha であり、その総蓄積は 15,008,614.93 m³です。岡山県の地域森林計画に定める標準伐期齢はスギが40年、ヒノキが45年です。人工林の多くが利用可能な林齢を迎えつつあり、木材の供給能力は増大すると見込まれます。

今後、持続可能な森林経営を行いながら、安定した木材の供給を目指すとともに、

保全地域及び保護区に指定される森林や保安林、自然公園については、保護、保全に努めていきます。

3-3 天然林の現況とその取扱い

認証対象森林 87,623.49ha のうち広葉樹を多く含む天然林は 21,112.92ha あり、その総蓄積は 2,350,827.62 m³です。岡山県の地域森林計画に定める標準伐期齢はクヌギが 15 年、その他広葉樹が 20 年です。天然林の林齢構成は、年々高齢級化しています。

この天然林を中心とした認証森林のうち、全体の約 0.8% (710.56ha) は保全地区、約 0.8% (706.79ha) は保護区に指定し、保護、保全に努めていきます。

3-4 特定地の取扱い

(1) 急傾斜地（傾斜角が概ね 45 度以上の斜面）

急傾斜地のうち、土壌浸食が見られる人工林は、早急に間伐を行うとともに、広葉樹自然植生を促し林地及び表土を保護します。このとき、天然林はそのまま保護します。

(2) 保全地区（生物多様性の保全を目的とした認証林）

認証林のうち、約 0.8% (710.56ha) については、保全地区として指定し、生物多様性の保全を主な目的として管理します。

(3) 保護区（保護を目的とした認証林）

認証林のうち、約 0.8% (706.79ha) については、保護区として指定し、全ての商業的な収穫から保護されることを目的として管理します。

(4) バッファゾーン（常時水流がある河川から 10m~20m の範囲）

保全地区及び保護区のうち、常時水が流れている河川沿いはバッファゾーンとし、水質保全や生物多様性の確保のために、立木を伐採する場合は、広葉樹等の自然植生の導入を促すよう配慮します。

また、伐採木が河川等にかからないよう特に注意するとともに、天然林はそのまま保護します。

3-5 森林施業における環境配慮

岡山県の地域森林計画、該当する市町村森林整備計画及び別紙「森林作業共通仕様書」に基づき、適切な森林施業を実施するとともに、次のとおり環境に配慮した作業を実施します。

(1) 地拵え作業

- ・広葉樹等は施業に支障のない限り林内に残すこと

(2) 植栽作業

- ・活着を図るため、苗木の乾燥を防ぐこと
- ・野生動物による食害が予測される場合は、防護柵の設置等、防除措置を講ずること

(3) 下刈作業

- ・林分の状況を判断し、方法を決定すること
 - ・必要以上の下刈りは、避けること
 - ・広葉樹は、植栽木の成長を妨げない限り残すこと
 - ・刈払いに際しては、植栽木及び存置木に損傷を与えないこと
 - ・刈払った下層植物は、その場所に存置し林外に持ち出さないこと
 - ・鳥類の営巣が見られるときは営巣の妨げにならないよう配慮すること
- (4) つる切作業
- ・つる類の切断除去にあたっては、植栽木及び存置木に損傷を与えないこと
- (5) 枝打ち作業
- ・枝打ち対象の木に鳥類の営巣が見られるときは、営巣の妨げにならないよう配慮すること
- (6) 間伐作業
- ・可能な限り広葉樹を残し、林地保全に配慮すること
 - ・間伐のための下刈りは、伐木等作業の際の安全を確保しつつ必要最小限にすること
 - ・伐倒にあたっては、残存木への損傷を最小限にすること
 - ・急傾斜地において、伐倒木を林内に存置する場合、幹が地面につくようにして等高線沿いに置くこと
 - ・河川等にかかっている又は、流れ込む恐れがある倒木を処理すること
 - ・急激な環境変化を避けるため、特に崩壊の恐れのある林分では繰り返し間伐を行い、適正な密度管理を行うこと
 - ・土壌侵食のみられる林分では、早急な間伐により自然植生を促すこと
- (7) 伐採・搬出作業
- ・地形、林分の状態、林道の配置、集材距離等を考慮し、最も効率がよく、対象林分及び自然環境に負荷の少ない作業方法を選択すること
 - ・伐採木の枝条、木屑等は、河川、溪流に入れないこと
 - ・収穫材、残存木の破損は、最小限にすること
 - ・資材等の放置はしないこと
 - ・搬出の際、林道、その他路肩等を傷めないよう、十分に配慮すること
 - ・伐採した木材が最も高い価格で取引されるような採材に努めるとともに、木材の有効利用を図ること
- (8) 林道・作業道網整備
- ・林道・作業道網整備は、森林の伐採、土地の形質の変更等が伴うことから、実施にあたっては、森林の現況、森林施業の方法、土地利用の状況等を把握し、自然環境の保全に努めること
 - ・ルート・構造等の選定に当たり、周辺における植生、地形、地質を十分に調査し、景観の維持等に著しい支障を及ぼす事のないよう適切な措置を行うこと
 - ・平面線形・縦断勾配等の決定に当たり、国土保全、水源涵養、自然環境の保全などの森林の持つ公益的機能を保持するため、特に地形の緩急、地形構造の変化等の自然条件に十分対応したものとし、土地の形質の変更等を最小限度にとどめる

こと

- ・区域周辺に生息する小動物保護のため、適切な工種工法を選定する。また、魚の生息環境の阻害は行わないこと
- ・土砂の移動量を極力抑制するとともに、切土、盛土の均衡を図り、適切な残土処理、法面・斜面の安定に配慮する。地形、地質、気象その他の自然条件を十分に考慮し、河川・溪流箇所はできるだけ避けることとし、やむを得ず通過する場合は、その対策を十分に検討する
- ・建設副産物の発生抑制と再利用及び適正処理に努めること

3-6 野生生物と文化財の保護

「岡山県版レッドデータブック 2020」を参考にするとともに、認証林内、認証林周辺の希少種の分布状況情報収集及び構成員への周知を行い希少種の保護に努めます。

(参考資料2「希少動植物の保護に関するマニュアル」参照)

施業時には、林内における野生動植物の生息状況を把握し、その生息を阻害しないように注意します。特に、施業場所内に営巣場所を確認した場合は、繁殖活動を妨げないよう作業内容を工夫します。

また、「岡山県鳥獣保護区等位置図」を参考に鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域を把握し、鳥獣の保護を図るとともに、植栽地において野生動物による食害が深刻な場合には、防護柵の設置等の防護策をとります。

併せて、「おかやまの文化財」を参考に文化財や天然記念物等の分布状況の情報収集を行い、作業を実施する際は、文化財保護法に基づき実施するとともに、関係機関と連携・協議し、天然記念物等の保護に努めます。

4 林業経営

4-1 伐期齢と生産目的

岡山県の地域森林計画に定める標準伐期齢は、スギ40年、ヒノキ45年等としていますが、標準伐期齢は地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢以上をもって伐採を促すものではありません。

林地が広大、かつ、急峻で、林地によって林分の生育状況に差があることもあり、樹齢をもって伐採適期を一律に定めることが困難であるため、林分の生育状況、木材価格の動向、構成員の経済状況等から、生産目的に応じて構成員が判断することとします。

4-2 伐採と更新計画

岡山県の地域森林計画、該当する市町村森林整備計画に基づき、次のとおりとします（参考資料3、4参照）。

(1) 間伐

- ・森林施業の共同化・効率化を図っていきます。
- ・合理的・集約的な林業経営を推進するため、ハーベスタ、プロセッサなどの高性能

能林業機械の導入、林道・作業道の開設・改良等林内路網の整備を推進するとともに、林道・作業道の維持・管理及び補修を行うための機械を導入し、作業効率の向上を図ります。

- ・簡易な作業道又は複合路網の整備にも重点を置き、施業集約化による搬出コストの低減を図り、林業生産性の向上を図ります。
- ・作業道設置の際には、法面保護及び排水処理を行い、斜面の崩壊を招くことがないように留意します。

(2) 主伐

- ・上記(1)間伐と同様、森林施業の共同化・効率化等を図っていきます。

(3) 主伐後の伐採跡地の更新すべき時期

- ・森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止する観点から、原則として人工造林は伐採後2年以内とします。
- ・天然更新を行う場合は、5年以内とし「岡山県天然更新完了基準」の基準に満たない場合は、天然更新補助作業等の実施を検討し、確実な更新を図ります。

(4) その他

- ・長期的な見地に立った森林管理・経営のため、施業記録の管理を行います。
- ・伐採時の林地残材を最小化するため、効率的な収穫を行います。

4-3 森林簿の再調整

正確な森林データを管理するため、必要に応じて森林簿を調整します。

4-4 境界の明確化

施業集約化を図るため、森林境界の明確化を進めます。

明確化作業の方法は、利害関係者の立会いのもとで境界を決定し、境界杭やペンキなどで境界を明示します。曖昧な境界については、明確化作業を実施します。

4-5 収穫計画

森林経営計画等に基づき、計画的に実行します。

また、「21おかやま森林・林業ビジョン(令和2年3月改訂)」に基づき、木材が安定的に生産され、円滑に循環利用されることにより、岡山県全体の2030年次の目標である木材(丸太)生産量580千 m^3 に寄与します。

なお、年次平均許容伐採量は、各構成員の作成する森林経営計画における伐採上限材積に基づき、適切に管理します。

4-6 各構成員の林業経営

各構成員の作成する森林経営計画等に基づき、計画的に実行します。

5 モニタリング調査

モニタリング調査については、別紙「モニタリング実施要領」に基づき実施し、管理計画改訂時に反映させるものとします。

6 労働力と安全管理

6-1 研修教育

各構成員は、森林作業従事者等に対し、素材生産、森林整備、現場管理等、職務に関する研修等を実施、又は他団体等が開催する研修等への派遣を年1回程度行い、職務能力を向上させるよう努めます。

6-2 安全教育

各構成員の森林作業従事者は、安全衛生教育に係る講習・研修会を積極的に受け、研修内容等を関係者と共有するとともに、研修記録を保管するよう林業事業体への指導を実施します。施業場所により条件が異なることから、各作業単位の現場にて作業員全員で安全事項の確認を行うよう指導します。

また、林業事業体のすべての森林作業従事者が労働安全衛生規則を遵守するように努めます。

6-3 社会保障への加入

持続的な林業経営及び労働災害への対応のため、各種社会保障制度へ加入するよう林業事業体への指導を実施します。

6-4 事故の再発防止

事故の再発防止のため、労働災害事故が発生した際には、原因等を分析し、今後の対応策について、林業事業体への指導を実施します。

なお、事故発生時等の緊急連絡体制は、別紙1のとおりとします。

6-5 安全管理

(1) 安全装備

労働災害を未然に防止するため、安全装備の情報を収集し、作業に応じた装備を装着するよう、森林作業共通仕様書（別紙「安全装備の装着基準」）林業事業体への指導を実施します。

別紙「安全装備の装着基準」に基づき、林業事業体への指導を実施します。

(2) ボランティア活動の安全管理

ボランティア活動時の事故を未然に防止するため、「森林ボランティアのための森づくり安全技術マニュアル（基本編、動力機械編、応用作業編）」（発行：森づくり安全技術・技能全国推進協議会）を参考にするなどにより、安全確保に努めるよう指導した上で、森林ボランティア等の活動を促進します（参考資料5「森林ボランティア等推進方針」参照）。

6-6 化学物質処理

認証林内においては、環境への影響を最大限に考慮し、化学物質の使用にあたっては、参考資料6「化学物質取扱マニュアル」に基づき、次のとおり適正な使用を行います。

(1) 油脂の取扱い

- ・油脂等の化学物質の使用については、製品の取扱方法を遵守すること
- ・油脂等を使用した機械器具からの流出を防ぐこと
- ・油脂等の交換、補給は溪流付近では行わないこと
- ・使用した化学物質の廃棄物については持ち帰り、その処理規準や該当する市町村の処理規準に従って適正に廃棄すること
- ・溪流付近で使用する油脂は植物系への転換を図ること

(2) 森林病害虫獣対策における取扱い

- ・松くい虫被害・ナラ枯れ被害等を確認した場合、周辺への蔓延を最小限に抑えるため、関係機関と連携して早急に必要な措置をとること
- ・薬剤を使用する場合には、環境への影響を最大限に考慮し、適正使用を行うこと
- ・獣害対策において忌避剤を使用する場合には、環境負荷の少ないものを使用すること

6-7 森林吸収源対策

(1) 二酸化炭素固定能の向上

地球温暖化防止に資するため、認証林が二酸化炭素吸収源として貢献できるよう、「21 おかやま森林・林業ビジョン（令和2年3月改訂）」に基づき、林業のサイクルを循環させるよう配慮するとともに、これまで未利用だった森林資源を有効に活用します。

(2) 化石燃料の節減

森林施業に使用する林業機械は、極力、二酸化炭素排出を低減した機械を使用するとともに、点検整備の確実な実施や森林施業中もアイドリングストップに注意を払うよう、林業事業者への指導を実施します。

7 社会的責務

7-1 利害関係の把握

森林施業が与える社会、環境等の影響を及ぼす対象を把握し、森林施業時には自ら検証を行います。影響への問い合わせ（苦情、意見）があった場合には、森林施業との因果関係を調査し、問い合わせへの回答を行うとともに、苦情処理記録を作成、保管します。

7-2 紛争解決

所有権等に係る紛争が発生した場合には、紛争解決に努めます。また、紛争が解決した場合には、紛争解決が証明できるよう文書化し保管します。

7-3 問い合わせ対応

認証林管理に関する問い合わせについては、各構成員及び事務局が対応しますが、個人情報にかかわることについては構成員が対応します。

また、木材の販売に関することは構成員が対応します。

7-4 地域社会の慣習的権利尊重

山菜の採取等、地域社会の慣習的権利は、商業的な採取を除き、極力尊重されるよう配慮します。

また、地域社会と連携した円滑な森林管理を進めるため、地域住民や利害関係者との対話に努めるとともに、対話記録簿（別紙2）を作成、保管します。

8 林内安全確保、不法投棄等への対策

8-1 作業道の管理

林内交通の安全確保、不法投棄等の防止のため、公的林道や作業道との分岐点には、「関係者以外の車両立入禁止」等の標示又は車止めを設置するよう注意します。

8-2 林野火災と対応

関係する消防署と連携し、予防活動を行います。

認証林及びその周辺で林野火災が発生した場合、消防署の消火活動を支援します。

8-3 不法投棄

不法投棄を発見した場合には、速やかに「不法投棄110番」へ通報するとともに、関係機関と連携して対応します。

8-4 違法伐採

違法伐採を発見した場合には、速やかに関係する警察署等に通報します。

また、違法伐採の未然防止のため、必要に応じて関係機関と連携した巡回等を行います。

8-5 廃棄物処理

認証林内で発生した廃棄物については、参考資料7「廃棄物処理マニュアル」に基づき、その種類に応じて適正に処理します。

9 認証生産物の販売に関する管理

9-1 認証生産物の販売及び管理

認証材の管理は、木材（丸太）生産の場合は、図面により認証森林であることを提示します。

なお、認証生産物として分別する必要があることから、可能な限り、ペンキ等により丸太への印付けや保管場所での標示により管理します。

9-2 グループの認証生産物販売管理

構成員は、年度終了後、収穫・販売計画の作成に資するため、SGEC森林認証材の当該年度の生産量をFM認証管理責任者に報告することとします。

9-3 認証生産物販売に係る伝票

認証生産物販売時の伝票は、次の記載事項を含むものとします。

- (1) 出荷の日時
- (2) 収穫された森林経営計画名等
- (3) 出荷先
- (4) 出荷材積
- (5) 認証生産物の規格
- (6) 認証登録番号
- (7) 認証の種類
- (8) 「100%SGEC認証」の主張（※販売先がSGEC-COC又はPEFC-COC認証取得者である場合）

9-4 構成員関係者以外の者の認証材の素材生産

構成員関係者以外の者が当グループのSGEC認証材を取扱う場合については、参考資料8「SGEC認証材取扱マニュアル」に基づくこととします。

9-5 外部委託

認証生産物の販売を外部委託する場合は、次のとおりとします。

- (1) 外部委託先
 - ・外部委託覚書を締結した法人及び個人とする。
- (2) 認証生産物の取扱い
 - ・非認証事業者については、認証生産物に関する取扱い手順書を作成し、取り扱うこととする。
 - ・認証事業者については、それぞれの管理マニュアルに基づき取扱うこととする。

10 情報公開

10-1 森林管理計画書の公開

この計画書は、公開します。

10-2 ホームページでの公開

当面、岡山県のホームページにおいて、当計画書の内容をはじめ、当グループの活動や成果についての情報を公開します。

10-3 公開の制限（個人情報保護）

グループ単位での情報は原則、公開することとしますが、構成員ごとの情報は公開しないこととします。構成員ごとの情報は、構成員が判断して公開することとします。